

用 語 解 説

1 共通事項

(1) 地方公営企業

地方公共団体が経営する事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で賄うものをいい、法適用企業と法非適用企業に分類される。

◇法適用企業：公営企業のうち地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用しているもの

◇法非適用企業：公営企業のうち地方公営企業法の規定を適用していないもの

(2) 他会計繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計等から繰入（負担・補助等）を行っている場合があり、その運用上の基準としては、総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計等が負担等すべき経費や基準等が示されている（「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」）。

◇基準内繰入金：繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として、財政措置（交付税措置）が認められる繰入金。

◇基準外繰入金：繰出基準に基づかない繰入金。基準上、必要以上の繰入金とみなされる。財源措置がないため、運用に当たってはより慎重であることが必要。

(3) 収益的収支

企業の経営活動に伴う一事業年度の収益とそれに対応する費用をいう。損益計算書は、この収益的収支に基づいて作成される。

(4) 資本的収支

企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいう。

2 法適用企業

(1) 経常損益

総収益から特別利益を差し引いた経常収益と総費用から特別損失を差し引いた経常費用との差をいう。プラスの場合は経常利益が生じており、マイナスの場合は経常損失が生じていることになる。

(2) 純損益

総収益と総費用との差をいい、プラスの場合は純利益が生じており、マイナスの場合は純損失が生じていることになる。

(3) 累積欠損金

営業活動によって欠損を生じた場合には繰越利益剰余金等により補てんすることになるが、補てんしきれず翌年度に繰越となり、累積されたものを累積欠損金という。累積欠損金は、経常費用に占める資本費（減価償却費及び支払利息）の比率の高い事業において増大する傾向にある。

(4) 不良債務

法適用企業において、貸借対照表日（3月31日現在）において、流動負債の額が流動資産（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）の額を超える額をいう。

不良債務の発生は、貸借対照日現在において、資金繰りが不可能となっていることを示しており、早急かつ抜本的な経営の健全化が必要となる。

(5) 実質資金不足額

不良債務から当該決算期日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費に係るもののうち、その支払に充てるため翌年度において企業債を起すこととしているものの額を控除した額をいう。

(6) 自己資本構成比率

総資本に対する自己資本の占める割合で、比率が大きいほど経営の健全性が高いといえる。建設改良の資金を企業債に頼っている公営企業ほど比率が低くなる。

(7) 固定資産対長期資本比率

固定資産のうち長期資本（固定負債＋資本金＋剰余金）で調達されている部分の比率を示す。100%以下が望ましい。

(8) 流動比率

流動負債に対して、これに見合う流動資産をどれだけ有しているか、短期債務に対する支払能力を示す。比率が高いことが望ましく、100%を下回る場合不良債務が発生していることになる。

(9) 総収支比率

総収益と総費用を比較したもので、100%を超えて数値が高いほど経営状況が良好といえる。法適用企業の場合、100%以上であれば純利益が生じており、100%未満であれば純損失が生じていることになる。

(10) 経常収支比率

企業の収益性を示すもので、経常費用が経常収益によってどの程度賄えているかを示す。100%を超えて数値が高いほど経営状況が良好といえ、100%以上であれば経常利益が生じており、100%未満であれば経常損失が生じている。

(11) 営業収支比率

営業収益と営業費用を比較したもので、100%を超えて数値が高いほど経営状況が良好といえ、100%以上であれば営業利益が生じており、100%未満であれば営業損失が生じている。

(12) 企業債償還金対減価償却比率

減価償却費に対する企業債償還金の比率であり、100%以内である場合は、減価償却による内部留保資金で企業債償還の資金を賄えているといえる。

(13) 給水収益（医業収益、料金収入）に対する比率

給水収益（医業収益、料金収入）に占める各費用の占める割合を示しており、数値が100%を超えず、低いほど望ましい。

(14) 累積欠損金比率

営業（医業）収益に対する累積欠損金の比率であり、この比率が高いほど単年度収益に比べて累積欠損金が多いことを示し、経営が悪化しているといえる。

(15) 不良債務比率

営業（医業）収益に対する不良債務の比率であり、この比率が高いほど単年度収益に比べて不良債務が多いことを示し、経営が悪化しているといえる。

3 法非適用企業

(1) 形式収支

収益的収支と資本的収支の合算額に収益的収支に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから、積立金及び前年度繰上充用金を控除したものをいう。

(2) 実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

(3) 総収支比率

総収益と総費用を比較したもので、100%を超えて数値が高いほど経営状況が良好といえる。

(4) 収益的収支比率

総費用と地方債償還金との合計額と総収益とを比較したものであり、100%を超えて比率が高いほど経営状況が良好といえる。

(5) 営業収支比率

営業収益と営業費用を比較したもので、100%を超えて数値が高いほど経営状況が良好といえる。100%以上であれば営業利益が生じており、100%未満であれば営業損失が生じている。

(6) 赤字比率

営業収益に占める実質赤字の占める割合であり、数値が高いほど経営状況が悪化しているといえる。

(7) 職員給与費対営業収益比率

営業収益に対する損益勘定職員給与費の占める割合であり、この比率が低いほど固定費が低くなり経営状況は良好といえる。